

〔 ペイジー口座振替受付サービス用 〕

王寺町税 (料金) 口座振替依頼書
自動払込利用申込書

王寺町
保管

王寺町長 殿
王寺町水道事業管理者 殿

申込 ・ 変更 依頼日 令和 年 月 日

私は、王寺町税 (料金) を口座振替 (自動払込) により納付いたしますので、確約事項を確認のうえ依頼します。

申請者	住所	〒	都道府県	市区郡	丁目	番	号	フリガナ	氏名
		電話番号 () -							

フリガナ		お客様番号(水道料金・下水道使用料をお申込の場合のみ記入)												
口座名義人														
振替 口座	ゆうちょ銀行以外 の金融機関	金融機関名	銀行 信金	支店 コード	口座番号									
	ゆうちょ銀行の場合		通帳記号	の		通帳番号 (右づめで記入)								

- ※ 「全納/期別」は1期に全額振替/期別毎に振替、「開始」は口座振替の開始を示します。
- ※ 保育園保育料、学童保育保育料については納税(付)義務者氏名欄に保護者名をお書きください。
- ※ 町営住宅使用料については納税(付)義務者氏名欄に入居者氏名をお書きください。

納税(付)義務者氏名 (水道ご使用者氏名)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	町県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	保育園 保育料	町営住宅 使用料 (部屋番号)	学童保育 保育料	水道料金 下水道使用料
フリガナ	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年	年	年	当・翌 月分
氏名	期から	期から	から	期から	期から	期から	月分	開始	月分	開始
	全納・期別	全納・期別	開始	全納・期別	期別	全納・期別	開始	号	開始	開始

確約事項(ゆうちょ銀行は除く。ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。)

- 預金の払出手続きについては、当座勘定規定にかかわらず、私が行なうべき当座小切手の振出し、または、預金通帳および預金払戻請求書(貯金払戻金受領証)の提出などいたしませんので、口座振替利用金融機関の方法で処理して下さい。
- 指定預金口座の残高が、振替(払込)日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
- この口座振替(自動払込)による取扱を解約する場合には、口座振替利用金融機関に文書で通知します。また、口座振替金融機関又は王寺町(又は王寺町水道事業)が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- この取扱について紛議が生じても、口座振替利用金融機関又は王寺町(又は王寺町水道事業)の責によるものを除き、口座振替利用金融機関又は王寺町(又は王寺町水道事業)にご迷惑をかけません。

王寺町処理欄			
受付		入力処理	
/		/	

出力伝票
貼付欄

受付印

〔 ペイジー口座振替受付サービス用 〕

王寺町税 (料金) 口座振替依頼書
自動払込利用申込書

お客様控

王寺町長 殿
王寺町水道事業管理者 殿

申込 ・ 変更 依頼日 令和 年 月 日

私は、王寺町税 (料金) を口座振替 (自動払込) により納付いたしますので、確約事項を確認のうえ依頼します。

申請者	住所	〒	都道府県	市区郡	丁目	番	号	フリガナ	氏名
		電話番号 () - ()							
※日中にご連絡が可能な電話番号をご記入ください。									

フリガナ		お客様番号(水道料金・下水道使用料をお申込の場合のみ記入)							
口座名義人									
振替口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	銀行	支店	口座番号				
	ゆうちょ銀行の場合	通帳記号	信金	コード	通帳番号 (右づめで記入)				

- ※ 「全納/期別」は1期に全額振替/期別毎に振替、「開始」は口座振替の開始を示します。
- ※ 保育園保育料、学童保育保育料については納税(付)義務者氏名欄に保護者名をお書きください。
- ※ 町営住宅使用料については納税(付)義務者氏名欄に入居者氏名をお書きください。

納税(付)義務者氏名 (水道ご使用者氏名)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	町県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	保育園 保育料	町営住宅 使用料 (部屋番号)	学童保育 保育料	水道料金 下水道使用料
フリガナ	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年	年	年	当・翌 月分
氏名	期から	期から	から	期から	期から	期から	月分	開始	月分	開始
	全納・期別	全納・期別	開始	全納・期別	期別	全納・期別	開始	号	開始	開始

確約事項(ゆうちょ銀行は除く。ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。)

- 預金の払出手続きについては、当座勘定規定にかかわらず、私が行なうべき当座小切手の振出し、または、預金通帳および預金払戻請求書(貯金払戻金受領証)の提出などいたしませんので、口座振替利用金融機関の方法で処理して下さい。
- 指定預金口座の残高が、振替(払込)日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
- この口座振替(自動払込)による取扱を解約する場合には、口座振替利用金融機関に文書で通知します。また、口座振替金融機関又は王寺町(又は王寺町水道事業)が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- この取扱について紛議が生じても、口座振替利用金融機関又は王寺町(又は王寺町水道事業)の責によるものを除き、口座振替利用金融機関又は王寺町(又は王寺町水道事業)にご迷惑をかけません。

お客様控となりますので、大切に保管してください。

出力伝票 貼付欄

受付印